

気象警報が発表された場合等における附属図書館の開閉館取扱要領

〔平成 17 年 7 月 8 日〕
館 長 裁 定

改正 平成 22 年 3 月 31 日

改正 平成 25 年 12 月 13 日

改正 令和 2 年 12 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、附属図書館中央図書館及び分館の所在地に、気象警報が発表された場合等における開閉館の取扱いについて、必要な事項を定める。

(台風等による気象警報)

第 2 条 対象となる気象警報は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 暴風警報
- 二 暴風雪警報
- 三 大雪警報
- 四 全ての特別警報

2 前項の気象警報等の対象地域は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 岡山市内にある中央図書館、鹿田分館の開閉館については、岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
- 二 倉敷市内にある植物研分館の開閉館については、岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」

第 3 条 気象警報が発表された場合の開閉館の取扱いは、次の各号によるものとする。

- 一 平日
 - イ 開館時刻の 2 時間前から開館時刻までに気象警報が出ている場合は、開館しない。その後気象警報が解除された場合は、適宜、開館する。
 - ロ 開館後に気象警報が出された場合は、直ちに入館者を安全に退出させ、閉館する。
- 二 平日の夜間
 - イ 午後 3 時に気象警報が出ている場合は、夜間開館しない。なお、気象警報が午後 5 時まで解除されても、開館しない。
 - ロ 夜間開館開始後に気象警報が出された場合は、直ちに入館者を安全に退出させ、閉館する。
- 三 土・日

イ 開館時刻の2時間前から開館時刻までに気象警報が出ている場合は、開館しない。

なお、気象警報が開館時刻までに解除されても、開館しない。

ロ 開館後に気象警報が出された場合は、直ちに入館者を安全に退出させ、閉館する。

四 第2条第1項各号の気象警報が発表されていなくとも、状況によっては、適宜、閉館とする場合がある。

2 休館又は閉館としたとき、および、休館措置の対象とならない気象警報や局地的な災害発生で交通機関が運休する等により職員の出勤が困難となったときには、監督者等に連絡するものとする。

(確認及び周知方法)

第4条 休館・閉館の確認及び周知方法は、次の各号によるものとする。

一 図書館長は、この取扱いを事前に学生及び職員等へ十分周知しておくものとする。

二 開館後に気象警報が出された場合は、職員等は速やかに館内放送等により入館者に周知するとともに、閉館することを玄関に掲示する。

三 閉館決定後、直ちに退出することが危険な場合には、図書館長等は館内で待機させる等の必要な措置を行うものとする。

(地震等の緊急事態)

第5条 開館中に地震等の緊急事態が発生又は予測される場合は、入館者の避難誘導を最優先に行うこととする。

附 則

この要領は、平成17年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月2日から施行する。

別紙（第2条関係）

地域区分の内訳は、以下のとおり。

岡山県全域	岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	岡山地域，東備地域，倉敷地域，井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	新見地域，真庭地域，津山地域及び勝英地域
岡山地域	岡山市，瀬戸内市，玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）
倉敷地域	倉敷市，総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）